

(陳受2第5号)

別居・離婚後の親子交流を促進する運用・法整備を求める意見書提出に関する陳情

受理年月日 令和2年5月29日

陳情者 境 上野 傑

陳情の要旨

我が国では、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」、別居とその後の「親子引き離し」が後を絶ちません。一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待は著しい人権侵害とされ直ちにもとの居住地に子どもを連れ戻します。一方で我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性のみを重視する余り、先に監護を始めこれを継続している実態を法的に追認していることから、悲劇が生じています。以上から、別居・離婚による悲惨な親子関係の断絶状態を解消し防止するため、以下の3点を盛り込む運用・法整備と関連する諸施策の拡充を求めます。

1 「面会交流」から「親子交流」への改名

「面会」の2文字は犯罪者を想起させます。子どもも理解できるよう「親子交流」への名称変更を提案します。

2 親子交流の基準表の策定

親子交流には指標となる資料はなく、個別具体的な状況は一切考慮されずに、月1回二、三時間の面会交流（親子交流）が最も多いケースです。子どもの年齢に合わせた適切な交流の基準表を策定することにより、子どもの福祉にかなった親子交流の実現が可能となります。

3 別居後における親子交流計画の義務化

親子交流は子どもの福祉のためであり、親子交流の詳細を計画する義務と権利があると考えます。特に離れて暮らす親が子どもとともに住む親と平等に、子どもを中心としてお互いの親から愛情を与えられる環境が必要と考えます。

そのためには親子交流の頻度や時間だけではなく、子どもの受け渡し方法や場所、交流機関を利用する場合はどのような交流機関か、費用の分担、子どもの誕生日や連休をどう過ごすか、プレゼントの受け渡し、祖父母や親戚との交流など、詳細を親同士が計画し合意事項を可視化することが必要です。

以上のことから、下記事項について武蔵野市議会から国へ意見書を提出することを求め陳情いたします。

記

1 「面会交流」から「親子交流」への改名

2 親子交流の基準表の策定

3 別居後における親子交流計画の義務化